

あなたは買える?

さいたま市

プレミアム付 商品券



消費税率引上げが、所得の少ない方・
小さな乳幼児のいる子育て世帯の方に
与える影響を緩和するとともに、
地域における消費を下支えするために、
さいたま市プレミアム付商品券を
販売します。

25%も
お得!

1



まずは購入できるか確認!



対象者 住民税非課税の方

令和元年度分の
住民税(均等割)が
課税されていない方

申請が必要



対象者 小さな乳幼児のいる
子育て世帯主等

平成28年4月2日から
令和元年9月30日までに生まれた
お子さまがいる世帯主等

申請は不要

2



申請期間(住民税非課税の方のみ)

令和元年8月1日(木)から
令和元年11月29日(金)まで

購入引換券受領時期

令和元年9月末から対象者へ順次郵送

商品券購入期間

令和元年10月1日(火)から
令和2年2月28日(金)まで

商品券使用期間

令和元年10月1日(火)から
令和2年3月31日(火)まで

お問合せ先

申請手続きに関する
お問合せ

さいたま市プレミアム付商品券コールセンター

電話: **0570-0-20316** FAX: **0570-0-77785**
※電話・FAXとも通話料金がかかります

8時30分から17時15分まで(土・日、祝・休日も運営しています。12月28日から1月5日までを除く)

制度の概要やねらいに
関するお問合せ

内閣府専用
ダイヤル

電話: **0570-02-2036** FAX: **03-5690-5131**
IP電話: **050-3538-4557**



プレミアム付商品券の

“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や内閣府の職員などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 住民税非課税の方

令和元年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、以下に該当する方は除きます
 ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする親族、被扶養者等)
 ・生活保護の被保護者等



おひとりにつき、最大**2.5万円**分の商品券を**2万円**で購入できます

② 小さな乳幼児のいる子育て世帯主等

平成28年4月2日から
令和元年9月30日までに
生まれたお子さまがいる
世帯の世帯主等



対象となるお子さまおひとりにつき、最大**2.5万円**分の商品券を**2万円**で購入できます

①②両方の要件に該当する方は両方の条件で商品券を購入いただけます

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

1 申請する (住民税非課税の方のみ)

- ・対象と思われる方に購入引換券の交付申請書が郵送されます。
- ・申請書に必要事項を記入して、郵送にてご提出ください。
- ・申請期間:令和元年8月1日から11月29日まで
 ※子育て世帯主等については申請は不要です。
 ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税の方については、住民票記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯主等については、住民票記載の住所に世帯主の方宛てに購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・販売窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を提示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間:令和元年10月1日から令和2年2月28日まで

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、さいたま市内の商品券取扱加盟店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間:令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
 ※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
 ※お釣りはできません。

さいたま市プレミアム付商品券 Q & A

Q 自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市区町村から送付される納付書の有無で確認することができます。なお、原則として令和元年度の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納付書の送付は6月初め頃までに行われます。なお、対象になる可能性がある方には、8月以降に購入引換券の交付申請書を順次郵送します。

Q 引っ越した場合の商品券の購入はどうなりますか？

A 引っ越し先の市区町村で、お持ちの購入引換券を引っ越し先の購入引換券と交換していただくことで、引っ越し先の商品券の購入が可能となります。具体的な手続については、引っ越し先の市区町村にお問合せください。

さいたま市経済局商工観光部商業振興課
プレミアム付商品券事業担当

電話:048-816-3792 F A X:048-816-3794



さいたま市



この印刷物は、25,000部作成し、1部あたりの作成費用は12円です。(この印刷物の作成費用は、国からの補助の対象です。)この印刷物は内閣府からの通知にもとづき、さいたま市で引用・一部編集しています。

さいたま市 プレミアム付商品券 取扱加盟店募集中!

使用期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

令和元年
申込期間 7月16日(火)～
8月30日(金) 17:00

※期限を過ぎても登録はできますが販売窓口に
配置する加盟店の一覧表には掲載できません。

商品券について
About

ご使用上の注意
Attention

よくある質問
Q&A

取扱加盟店
Use store

販売窓口（準備中）
Sales store

商品券について

商品券ってどんなもの？

詳しくはこちら

取扱加盟店はこちら

商品券が使用できるお店一覧

詳しくはこちら

よくあるご質問

商品券についてのQ&A

詳しくはこちら

お知らせ

News

2019.08.01

取扱加盟店説明会を開催します！

さいたま市プレミアム付商品券でお買い物等ができるお店（取扱加盟店）の登録した事業者、登録を検討している事業者を対象に、商品券発行事業の概要や注意事項、換金スキームなどについてご説明します。

8月19日（月）

15：00～プラザウエスト 第1セミナールーム 70名

19：00～武蔵浦和コミュニティセンター 第8・9集会室
75名

8月20日（火）

15：00～東大宮コミュニティセンター 第1・2集会室
75名

19：00～市民会館おおみや 第3～5集会室 140名

8月21日（水）

15：00～市民会館いわつき 505・506会議室 80名

19：00～与野本町コミュニティセンター 第3・4会議室
75名

8月22日（木）

15：00～プラザイースト 第7・8セミナールーム 75名

19：00～市民会館うらわ 705・706集会室 100名

8月23日（金）

15：00～ 馬宮コミュニティセンター 第2～4集会室 70名

19：00～ プラザノース 第1～4セミナールーム 95名

◆申込方法（事前申込みが必要です。また各回とも定員になり次第締め切ります）

①メールで申込

タイトルに【さいたま市説明会参加希望】と【希望日時】を記入し本文に事業者（店舗）名・参加人数・担当（参加者）名、連絡先を記入してください。

premium-saitama@jtb.com（アドレス間違いにご注意ください）

②FAXで申込

申込書に記入の上以下に送信

FAX 048-649-4510（通話料金がかかります）

※ 記載された個人情報は、説明会に関すること以外には使用いたしません。

※ FAXやメール送信の際は誤送信のないよう送付先をご確認の上、到着確認の電話をお願いします。

※ 誤送信の場合の責任は実行委員会並びに事務局では負いかねますのでご注意ください。

・ 説明会申込書

2019.07.25

取扱加盟店地図について

地図データはGoogleマップの情報を使用しております。
詳細な場所の確認は取扱加盟店へお問い合わせください。

2019.07.16

書面での取扱加盟店登録申し込みを希望の方へ

ホームページ上での登録申請が難しい方は書面での登録申し込みも受け付けております。

下記登録申込書兼誓約書にご記入いただき、郵送またはFAXで事務局までお送りください。

・ さいたま市プレミアム付商品券 取扱加盟店 登録申込書兼誓約書

2019.07.16

7月16日より取扱加盟店の登録受付を開始します！

事業約款ならびに募集要項を確認いただき画面下方の「取扱加盟店のお申込みはこちら」の青色ボタンをクリックして登録をお願いします。

原則、さいたま市内に複数店舗ある場合は全ての店舗の登録をお願いします。

登録の可否はお申し込み後2週間程度以内にお伝えいたします。

・ さいたま市プレミアム付商品券発行事業約款

・ さいたま市プレミアム付商品券取扱加盟店募集要項